第十八章　経済関係の緊密化

第十八・一条　協力

1　両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、経済関係（両締約国の産業界の間の関係を含む。）を緊密化するために協力し、及び適切な措置をとるよう努める。

2　両締約国は、経済関係を緊密化する意思を有することを確認して、この章の規定に従って協議する。

第十八・二条　経済関係の緊密化に関する小委員会

1　両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに経済関係の緊密化に関する小委員会（以下この章において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(b)　適当な場合には、次の事項を含むこの章の規定に関連するあらゆる問題について討議すること。

(i)　両締約国間の経済関係を緊密化するための方法

(ii)　両締約国間の貿易及び投資に対する障害を一層除去し、並びに両締約国における事業活動を円滑化するための方法

(iii)　二国間の貿易及び投資を促進するための政府間及び産業界の間の協力の可能性

(c)　適当な場合には、合同委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。

(d)　合同委員会に対し両締約国がとるべき適切な措置についての勧告を必要に応じて行うこと。

(e)　合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において並びに両締約国が合意する手段によって会合する。

4　(a)　小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、両締約国政府の代表者をその共同議長とする。

(b)　小委員会の全ての行動については、両締約国の合意に基づくものとする。

5　小委員会は、コンセンサス方式により、両締約国政府以外の関係団体の代表者（産業界の代表者を含む。）であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを小委員会の会合に出席するよう招請することができる。

6　小委員会は、関連する他の小委員会の作業との不必要な重複を避けるため、当該他の小委員会と協力する。このため、合同委員会は、必要に応じて指示を与える。

第十八・三条　連絡部局の任務

1　第一・十四条（総則―両締約国間の連絡）の規定に基づいて指定される一方の締約国の連絡部局は、この章の規定の実施に関し、次の事項を任務とする。

(a)　両締約国における事業活動に関し、他方の締約国の企業が表明する懸念又は照会を受理すること。

(b)　適当な場合には、自国の他の関係当局と協力して、(a)に規定する懸念又は照会に回答すること。

(c)　適当な場合には、関連する問題を小委員会に報告すること。

2　一方の締約国は、自国の産業界と他方の締約国の連絡部局との間の1の規定に基づく連絡を円滑にする当局を指定することができる。

3　1及び2の規定は、一方の締約国の産業界が他方の締約国の関係当局に直接接触することを妨げ、又は制限するものではない。

第十八・四条　次章（紛争解決）の規定の不適用

次章（紛争解決）に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。

第十九章　紛争解決

第十九・一条　適用範囲

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この章の規定は、この協定の実施、解釈又は適用に関する両締約国間の紛争の解決について適用する。

第十九・二条　定義

この章の規定の適用上、「紛争解決了解」とは、世界貿易機関設立協定附属書二紛争解決に係る規則及び手続に関する了解をいう。

第十九・三条　紛争解決手続の選択

1　この章のいかなる規定も、両締約国が締結している他の国際協定（世界貿易機関設立協定を含む。）により利用可能な紛争解決手続を利用する両締約国の権利を害するものではない。

2　1の規定にかかわらず、一方の締約国が、特定の紛争に関し、この章の規定又は両締約国が締結している他の国際協定に従って紛争解決手続を開始した場合には、当該一方の締約国は、当該特定の紛争に関し、他の紛争解決手続を開始してはならない。ただし、次のいずれかのときは、この限りでない。

(a)　別個の国際協定に基づく権利又は義務で実質的に異なるものについて争われるとき。

(b)　開始された紛争解決手続において、管轄上又は手続上の理由により、係争中の事案につき認定が行われないとき。

(c)　紛争解決機関が裁定又は報告（案であるか、中間のものであるか、最終的なものであるかを問わない。）を下す前に、申立国が、開始された紛争解決手続を終了し、当該特定の紛争に関し他の紛争解決の場において新たな紛争解決手続を開始するとき。ただし、終了する紛争解決手続が当該特定の紛争のために申立国によって開始された最初の紛争解決手続であること及び申立国が最初の紛争解決手続を終了する日と新たな紛争解決手続を開始する日との間に少なくとも三十日の期間を置くことを条件とする。

3　2の規定の適用上、

(a)　この章の規定に基づく紛争解決手続は、一方の締約国が第十九・六条1の規定に従って仲裁裁判所の設置を要請した時に当該一方の締約国によって開始されたものとみなし、また、申立国が第十九・十一条3の規定に従って被申立国及び仲裁裁判所の裁判長に対し仲裁裁判手続を終了する意図を通報した時に申立国によって終了されたものとみなす。

(b)　世界貿易機関設立協定に基づく紛争解決手続は、一方の締約国が紛争解決了解第六条の規定に従って小委員会の設置を要請した時に当該一方の締約国によって開始されたものとみなし、また、申立国が紛争解決了解第十二条12の規定に従って小委員会に対しその検討を停止することを要請した時に申立国によって終了されたものとみなす。

注釈　3(b)の規定の適用上、申立国が紛争解決了解に従って小委員会に対し当該小委員会の検討を停止することを要請した場合には、申立国は当該小委員会の検討を再開することを要請してはならないことが了解される。

第十九・四条　協議

1　いずれの一方の締約国も、次のいずれかのことを認める場合には、他方の締約国に対し協議を要請することができる。

(a)　この協定に基づいて直接又は間接に自国に与えられた利益が次のいずれかの結果として無効にされ、又は侵害されていると認める場合

(i)　他方の締約国がこの協定に適合しない措置をとったこと。

(ii)　他方の締約国がこの協定に基づく義務の履行を怠ったこと。

(b)　第二章（物品の貿易）、第三章（原産地規則）、第四章（税関手続）、第九章（サービスの貿易）又は第十六章（知的財産）の規定に基づいて直接又は間接に自国に与えられた利益が他方の締約国によるこれらの章の規定に反しない措置の結果として無効にされ、又は侵害されていると認める場合。ただし、申立国が当該措置に関する申立てを正当化するための詳細な根拠を提示することを条件とする。